

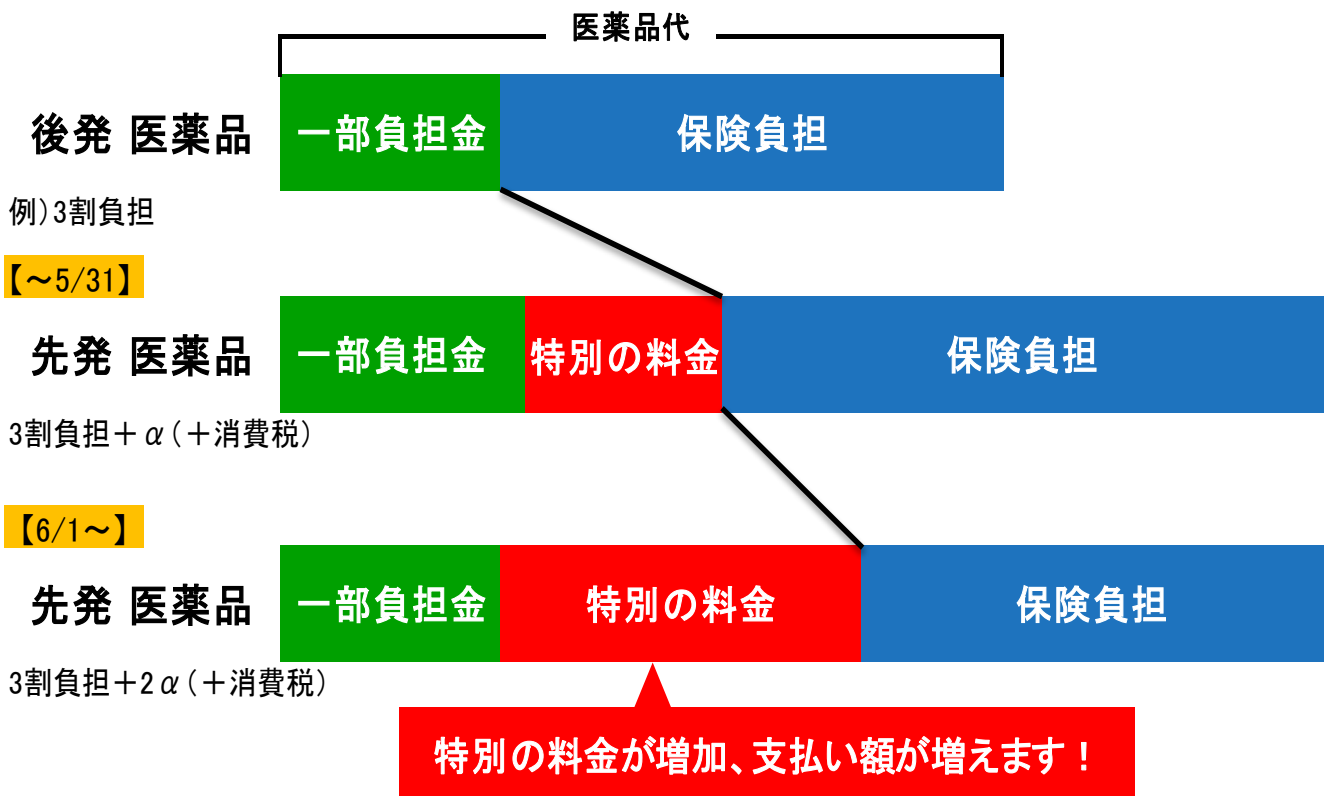
患者様へ

令和8年6月1日から

特別の料金が増加、支払い額が増えます！

◆選定療養（特別の料金）とは？

処方されたお薬のうち、厚生労働省が定める長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品など）に該当する薬について患者様のご希望で先発医薬品を選択される場合別途一部負担いただく費用のことです。



ご負担いただく費用

薬ごとに定められている価格（薬価）により負担額が異なります。詳しくは薬剤師までご相談ください。